

【第1表】 一般事件非行別年齢層別終局処分率（平成25年）

非行別	年齢層別	終局主人員	検（刑事処分相当） 察官送致 (%)	保 護 処 分				児童相談所長等送致 (%)	不 処 分 (%)	審 判 不 開 始 (%)
				総 数 (%)	保 護 観 察 (%)	児 施 設 等 送 致 支 援 (%)	少 年 院 送 致 (%)			
総 数	年 少	17,238	0.0	31.7	26.6	0.7	4.4	0.7	21.9	45.7
	中 間	14,625	0.1	35.8	27.3	-	8.4	0.1	21.1	43.0
	年 長	8,209	1.7	39.9	28.7	-	11.2	-	19.1	39.2
窃 盗	年 少	9,088	-	27.9	24.3	0.5	3.1	0.6	21.4	50.1
	中 間	7,322	0.0	31.2	25.5	-	5.6	0.0	22.3	46.4
	年 長	3,032	0.9	40.4	30.0	-	10.4	-	20.5	38.2
凶悪犯	年 少	133	-	92.5	41.4	-	51.1	0.8	3.8	3.0
	中 間	230	3.0	90.0	26.5	-	63.5	-	1.3	5.7
	年 長	172	13.4	81.4	21.5	-	59.9	-	1.7	3.5
粗暴犯	年 少	3,183	-	54.0	45.1	1.1	7.8	0.9	28.4	16.7
	中 間	2,296	0.3	64.7	48.9	-	15.9	-	22.5	12.5
	年 長	1,475	2.7	64.2	46.3	-	17.9	-	18.9	14.2
その他 刑法犯	年 少	3,478	0.0	21.6	18.4	0.5	2.7	0.7	17.6	60.1
	中 間	3,266	-	25.9	19.4	-	6.5	-	18.0	56.1
	年 長	1,840	1.7	29.7	21.4	-	8.4	-	17.6	51.0
特別法犯	年 少	1,220	-	18.4	16.1	0.5	1.8	0.8	24.5	56.3
	中 間	1,398	0.1	22.8	18.7	-	4.1	0.2	23.7	53.1
	年 長	1,653	1.4	23.5	19.1	-	4.4	-	20.1	55.0
ぐ 犯	年 少	136	-	84.6	39.7	13.2	31.6	8.8	2.9	3.7
	中 間	113	-	81.4	45.1	-	36.3	1.8	8.8	8.0
	年 長	37	-	70.3	43.2	-	27.0	-	24.3	5.4

(注) 1 比率は、終局主人員(簡易送致事件を除く。)に対するものである。

2 年齢は、行為時年齢による。

※ 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(2・完)－少年事件－」(曹時67巻1号)から抜粋

【第2表】 少年保護事件(一般事件及び道路交通事件)審理期間別人員 (平成25年)

区 分		総 数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1年を 超える	平均審理 期間(月)
総 数	人 員	64,900	21,587	26,754	14,401	2,075	83	2.3
	比率(%)	100.0	33.3	41.2	22.2	3.2	0.1	
一般事件	人 員	40,941	10,310	17,152	11,859	1,570	50	2.6
	比率(%)	100.0	25.2	41.9	29.0	3.8	0.1	
道路交 通事 件	人 員	23,959	11,277	9,602	2,542	505	33	1.7
	比率(%)	100.0	47.1	40.1	10.6	2.1	0.1	

(注) 1 一般事件については終局実人員によるもので、簡易送致事件を除く。

2 道路交通事件については終局総人員による。

※ 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(2・完)ー少年事件ー」(曹時67巻1号)から抜粋

【第3表】

平成12年改正少年法の施行状況（平成13年4月1日～平成27年9月30日）

※ 本表の数値は最高裁判所事務総局家庭局が集計した概数である。

(原則検送対象事件の終局結果)

	合計	検察官送致	その他 (保護処分等)	第1種 (中等) 少年院	第2種 (特別) 少年院	第3種 (医療) 少年院	保護観察	不処分	不開始
殺人	173	101	72	51	1	13	5	0	2
傷害致死	322	195	127	94	4	1	24	4	0
危険運転 致死	62	59	3	3	0	0	0	0	0
保護責任者 遺棄致死	6	0	6	4	0	0	2	0	0
逮捕監禁 致死	5	4	1	0	0	0	1	0	0
強盗致死	90	70	20	13	5	2	0	0	0
合計	658	429	229	165	10	16	32	4	2

- (注) 1 本表には少年法55条により地方裁判所から移送された事件は含まない。
 2 本表の「検察官送致」には、年齢超過による検送により終局した事件は含まない。
 3 本表の罪名にはその正犯のほか共犯も含む。
 4 本表の「殺人」には、刑法202条の罪を含む。

【第4表】 一般事件簡易送致歴年比較

年次	一般事件 総数	簡易送致事件	
		人員	比率(%)
平成16年	165,697	65,709	39.7
17年	146,614	57,988	39.6
18年	134,198	53,668	40.0
19年	124,217	49,281	39.7
20年	110,365	42,405	38.4
21年	109,837	41,304	37.6
22年	108,269	40,705	37.6
23年	98,949	36,529	36.9
24年	87,533	28,218	32.2
25年	75,531	22,649	30.0

(注) 終局総人員による。

※ 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(2・完)―少年事件―」(曹時67巻1号)から抜粋